長野地方労働審議会運営規程

第１条　長野地方労働審議会の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の２及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第２条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、長野労働局長（以下「局長」という。）の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の３分の１以上から請求があったときに会長が召集する。

２　審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

３　局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

４　会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも７日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知しなければならない。

第３条　委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話できるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

２　テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令８条第１項及び第２項（同条第３項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。

３　委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第４条　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

２　委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

３　審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第５条　会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる

おそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

第６条　審議会の議事については、議事録を作成する。

２　議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

３　議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第７条　第２条から第６条までの規定は、地方労働審議会令第６条に規定する部会（以下「部会」という。）及び同令第７条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第８条　会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度局長に送付しなければならない。

２　審議会は、厚生労働省組織令第156条の２第２項第２号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを局長に送付しなければならない。

第９条　審議会は、その定めるところにより、次の部会を置くことができる。

一　労働災害防止部会

二　家内労働部会

第１０条　部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

２　審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取り扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第１１条　臨時委員及び専門委員は、地方労働審議会令第４条第４項及び第５項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第１２条　部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、部会に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第１３条　この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第１４条　この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成 13 年 12 月４日から施行する。

この規程は、平成 18 年２月 24 日一部改正。

この規定は、令和４年３月８日一部改正。